

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第106号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

公 告

- 公告第43号 宇治都市計画地区計画の案の縦覧
……………（都市計画課）…2

教 育 委 員 会

- 告示第12号 教育委員会の招集……………2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第6号 選挙管理委員会の招集……………2
- 告示第7号 直接請求に必要な選挙人の数……………2

告示

宇治市告示第106号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年9月17日から14日間

令和3年9月17日

宇治市長 松村 淳子

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|---------|---------------------------|-----------|
| 菟道220号線 | 宇治乙方18番地の1 菟道丸山200番地の8 | 令和3年9月17日 |

公告

宇治市公告第43号

宇治都市計画地区計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

令和3年9月17日

宇治市長 松村 淳子

- 都市計画の種類及び名称
宇治都市計画 東牟上り地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
宇治市菟道東牟上りの一部及び羽戸山一丁目の一部
- 都市計画の案の縦覧場所
宇治市都市整備部都市計画課
- 都市計画の案の縦覧期間
令和3年9月17日から10月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

教育委員会

宇治市教育委員会告示第12号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和3年9月6日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和3年9月7日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 会議録署名委員の指名について
 - 会期について
 - 報告
 - 令和3年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見

聴取について

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第6号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和3年9月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日時 令和3年9月1日（水） 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議題 選挙人名簿の定時登録について 他

日時 令和3年10月14日（木） 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日時 令和3年11月11日（木） 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第7号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和3年9月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和3年9月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

- 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,083人

- 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51,368人

- 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,684人

(揭示済)